

小樽ひき逃げ懲役22年

裁判員裁判 危険運転致死傷罪

札幌地裁判決

北海道小樽市で昨年7月、海水浴帰りの女性4人がレジャー用多目的車（RV）にねられ、3人が死亡した事件で、自動車運転法違反（危険運転致死傷）と道交法違反（ひき逃

げ）に問われた札幌市西区の元飲食店従業員、海津雅英被告（32）の裁判員裁判は9日、札幌地裁で判決公判があった。佐伯恒治裁判長は「無謀で危険極まりない運転」として求刑通り懲役

22年を言い渡した。

（27面、社会面に関連記事）

量刑については「被害女性を道ばたに放置したまま走り去るなど、被害の大きさはアルコールによる危険運転で、これまでの例を相当上回る」として求刑通りの判決を言い渡した。

札幌地検の片岡敏晃次席検事は「検察の主張、立証に理解が得られた」と話し、スマートフォンの操作による脇見運転で、飲酒していくなくとも起きていた」と過失致死傷罪を主張し、量刑は「懲役9年が相当」と訴えていた。

佐伯裁判長は、飲酒が事故に与えた影響について「注意力の減退は酒の影響としか考えられない」と判断し、危険運転致死傷罪の成立を認めた。さらに、「何の根拠があつて酒の影響がないと言いかれるのか理解に苦しむ。単なるよそ見と

いうレベルからかけ離れている」と弁護側の主張を退けた。

判決によると、海津被告は昨年7月13日午後4時半ごろ、小樽市錢函の市道で乗用車を運転。海水浴帰りの北海道岩見沢市の会社員、原野沙耶佳さん（当時29歳）ら女性4人をはねて

3人を死亡させ、1人に重傷を負わせて逃走した。長時間にわたって飲酒しておらず、呼気からは酒気帯び運転の最低基準値（15ミリグラム）の3倍以上のアルコールが検出された。

この事件を巡っては、札幌地検は当初、過失致死傷罪と道交法違反（ひき逃げ）として海津被告を起訴。被

害者遺族が危険運転致死傷罪の適用を求めて署名活動し、地検は同罪への訴因変更を地裁に申請し、認められていた。【日下部元美】



遺影を手に小樽ひき逃げ事件の判決に向かう遺族ら=札幌市中央区で9日午後3時5分、手塚耕一郎撮影



海津雅英被告

佐伯裁判長は、飲酒が事務所に与えた影響について「注意力の減退は酒の影響としか考えられない」と判断し、危険運転致死傷罪の成立を認めた。さらに、「何の根拠があつて酒の影響がないと言いかれるのか理解に苦しむ。単なるよそ見と